

令和 5・6 年度札幌未来牽引企業創出事業【付加価値向上に関する集中支援】実施業務  
 公募型企画競争 参加意向申出書

令和 年 月 日

(あて先) 札幌市長

住 所  
 事業者名  
 代 表 者 印  
 担 当 者 所 属  
 氏 名  
 電話/FAX  
 E-mail

令和 5・6 年度札幌未来牽引企業創出事業【付加価値向上に関する集中支援】実施業務の企画競争に参加いたします。

なお、提案説明書に記載された参加資格を満たしていることを誓約いたします。

※札幌市競争入札参加資格者名簿への登録有無

- あり 資格者番号 ( )
- なし 法令及び札幌市契約規則等に規定されている裏面の事項を誓約したうえで参加することを申し出ます (以下の書類を添付すること)。

【札幌市競争入札参加資格者名簿に登録がない事業者が提出する書類 (各 1 部)】

提出書類	備考
登記事項証明書	<ul style="list-style-type: none"> <li>・登記は現在事項証明または全部事項証明。</li> <li>・写しでも可とするが、参加意向書の提出日から 3 カ月前以内に発行されたものであること。</li> </ul>
財務諸表 (直前 2 期分)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・貸借対照表、損益計算書</li> </ul>
納税証明書 (市区町村民税)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本店 (契約権限を委任する場合は受任先) の所在地の市区町村が発行するもの。</li> <li>・写しでも可とするが、参加意向書の提出日から 3 カ月前以内に発行されたものであること。</li> </ul>
納税証明書 (消費税・地方消費税)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・未納がない旨の証明書</li> <li>・写しでも可とするが、参加意向書の提出日から 3 カ月前以内に発行されたものであること。</li> </ul>

## 誓約事項

- 1 契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者でないこと。
- 2 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 2 項各号のいずれかに該当する者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者で、その事由の発生の日から申出日までにおいて 3 年を経過しない者でないこと。
- 3 不渡手形又は不渡小切手を発行して、銀行当座取引を停止された者で、2 年を経過しない者でないこと。
- 4 札幌市暴力団の排除の推進に関する条例（平成 25 年条例第 6 号）に基づき札幌市が発注する建設工事その他の事務又は事業の執行により暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することのないように、暴力団員及び暴力団関係事業者を入札、契約等から排除していることを承知していること。
- 5 次に掲げる者のいずれにも該当せず、また、今後もこれらの者に該当することのないこと。
  - (1) 役員等（申出者が個人である場合にはその者を、申出者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、申出者が団体である場合は代表者、理事等をいう。以下同じ。）が暴力団員（札幌市暴力団の排除の推進に関する条例第 2 条第 2 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められる者。
  - (2) 暴力団（札幌市暴力団の排除の推進に関する条例第 2 条第 1 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者。
  - (3) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められる者。
  - (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められる者。
  - (5) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者。
- 6 上記 5 の各号に掲げる者の該当の有無を確認するため、札幌市から役員名簿等の提出を求められたときは、速やかに提出いたします。
- 7 札幌市暴力団の排除の推進に関する条例第 13 条第 2 項に基づき本申出書及び役員名簿等が札幌市から警察その他の関係機関に提供されることに同意いたします。
- 8 使用する下請負人等が、本申出書 5 の各号に掲げる者に該当する事業者であると札幌市が北海道警察本部から通報を受け、又は札幌市の調査により判明し、札幌市から下請契約等の解除又は二次以降の下請負等にかかる契約の解除の指導を受けた場合は、当該指導に従います。
- 9 本申出書に関して虚偽の申し出をしたことが判明した場合又は本申出書に違反したことにより、札幌市と締結した契約を解除されても異議を申し立てません。また、これらにより損害が生じた場合であっても、札幌市に対して何らの請求もいたしません。